

特定健康診査と他の法令に基づく健康診断との関係について

高齢者の医療の確保に関する法律第21条第1項において、他の法令に基づく健康診断が特定健康診査よりも優先されることが定められている。

特定健診と重複する健診項目については、他の法令に基づく健診として実施し（費用負担はその健診の実施責任者）、その実施により特定健診の一部（または全部）を実施したこととみなす。

また、同条第2項において、他の法令に基づく健康診断を医療保険者に委託する場合は、その所要経費を委託先保険者に支払わなければならないこととなっている。他の法令に基づく健診が優先することから、その健診を医療保険者で実施する場合の費用負担はその健診の実施責任者が負う。

【参考】高齢者の医療の確保に関する法律

（他の法令に基づく健康診断との関係）

第二十一条 保険者は、加入者が、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を受けた場合又は受けることができる場合は、厚生労働省令で定めるところにより、前条の特定健康診査の全部又は一部を行ったものとする。

2 労働安全衛生法第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき特定健康診査に相当する健康診断を実施する責務を有する者（以下「事業者等」という。）は、当該健康診断の実施を保険者に対し委託することができる。この場合において、委託をしようとする事業者等は、その健康診断の実施に必要な費用を保険者に支払わなければならない。

【参考】特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（省令案）

第二条 法第二十一条第一項の規定により、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他の法令に基づき、次の各号に掲げる項目について、加入者が医師による健康診断を受けたことを確認できた場合は、保険者は、当該加入者に対し、特定健康診査の全部を行ったものとする。

- 一 既往歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重及び腹囲の検査測定
- 四 血圧の測定
- 五 血色素量及び赤血球数の検査
- 六 肝機能検査
- 七 血中脂質検査
- 八 血糖検査
- 九 尿検査
- 十 心電図検査